

令和6年度 三条市脱炭素経営促進事業
業務受託者の公募に係る質問及び回答

令和6年5月9日時点

No.	質問	回答
1	企画提案書に枚数制限はありますか。	ありません。
2	企業様の排出量可視化支援に際し、1社あたりの往訪の想定回数などはありますか。	想定回数はありません。事業目的を達成することができる適切な方法により支援を行ってください。
3	取組企業の公募について、同様の業務を行った際にチラシやホームページ記載等で公募をしたが、思うような数が集まらず、商工会議所等の協力を得て弊社より架電を行い取組企業を集めたが、本業務においても同様の事象が発生した場合、電話番号等の企業情報の共有をしていただくことは可能か。	対象企業の募集にあたっては、関係機関への協力依頼等、当市も必要な協力は行いますが、電話番号等の企業情報の提供はおこないません。
4	支援を行う企業のうち、対象をものづくりに関わる業種（製造業・卸売業）に絞っておりますが、それ以外の業種の企業からの申し出があった場合、一切お断りするの、一旦市にご報告し検討するの、対応方法について想定がありましたらご教示ください。 併せて50社に到達しない可能性がある場合、業種を拡大することを市と相談することは可能でしょうか？	基本的には、製造業、卸売業を対象業種としていますが、ものづくりに関わる業種として市長が適当と認めるものを対象とする場合があります。疑義が生じたときには御相談ください。 上記のほか、50社に到達しないことをもって業種を拡大することは想定していません。
5	会社概要書について、資本金・従業員数などについて時点の指定はありますか？（なければ令和6年4月1日時点で記載予定です。）	指定はしませんができるだけ直近の数値としてください。

6	企画提案書の到着の定義について、郵送にて提出した場合、通常はまず文書集配担当課に届くものと認識していますが、そこに届いた時点で企画提案書が受理されたと考えてよろしいでしょうか？	郵送の場合は、締切日までに文書集配担当課に到着していれば、差し支えありません。
---	--	---